

屋外広告物等の安全性確保に関する実態調査

結果報告書

平成 29 年 11 月

北海道管区行政評価局

前 書 き

看板等の屋外広告物を掲出又は表示しようとする者は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づき、都道府県等が定めた条例によりその設置場所や形状、面積等に関する規制等への適合性に係る審査を受けた上、都道府県知事等の許可が必要とされており、すべての屋外広告物は良好な状態に保持しなければならないとされている。

屋外広告物の落下事故は以前から全国的に発生していたが、平成 27 年 2 月に札幌市内の建物に設置された看板の一部が落下し、歩行者の頭部に当たる事故が発生した。

国土交通省は、上記の札幌市内で発生した看板落下事故等を踏まえ、i) 都道府県等に対し、広告物の安全性確保の実施状況に関する調査を依頼し、当該調査の結果、是正の必要があると認められたものについて、速やかな是正指導を求めるとともに、ii) 屋外広告物の所有者等が、専門的知識を有する者に当該広告物を点検させ、その点検結果を都道府県知事に提出等するよう、平成 28 年 4 月に、屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正するなど、屋外広告物の安全性確保に向けた対応が強化されているところである。

また、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）においては、道路上に設置される路上広告物について、道路管理者（国、都道府県及び市町村）からの占用許可が必要とされており、許可要件として、落下等により交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること等が求められている。

そのほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）においても、一定の高さを超える広告板等を設置する場合には、建築主事又は指定確認検査機関による建築の確認を受けなければならないが、また、一定の条件を満たす建築物の所有者等は、外壁広告板、屋上広告塔等を含む建築物の安全性について、専門技術を有する資格者に定期的に調査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することが必要とされている。

このように関係行政機関等による関係法令に基づく屋外広告物の安全性確保に関する取組が実施されているが、北海道内においても看板が落下する事故が発生するなど、所有者等による安全点検の重要性が高まるとともに、関係行政機関等による一層の取組が求められている。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、屋外広告物等の安全性確保に関して、関係行政機関等の取組を後押しする観点から、関係行政機関等の協力を得て、その取組状況を横断的に調査し、その現状について情報提供することを目的に実施したものである。

目 次

第 1	調査の目的等	1
第 2	調査結果	2
1	屋外広告物に係る規制の概要及び落下等事故の発生状況	2
2	各関係法令における屋外広告物の安全性確保の実施状況	5
(1)	屋外広告物条例における安全性確保の実施状況	5
ア	許可申請時等における安全性確保の実施状況	5
イ	違反屋外広告物の調査及び指導の実施状況	10
ウ	屋外広告物の安全性確保のための周知啓発の実施状況	11
(2)	道路法における安全性確保の実施状況	14
ア	道路占用許可の対象の取扱い	14
イ	道路占用許可の申請時における安全性確保の取組	15
ウ	占用物件の除却時の安全性の確保	16
エ	不法占用物件の把握及び指導状況	16
(3)	建築基準法における安全性確保の実施状況	18
ア	建築基準法に基づく工作物確認申請時における安全性確保の実施状況	18
イ	屋外広告物を含む建築物に係る定期調査報告における安全性確保の実施状況	19
3	まとめ	23

第1 調査の目的等

1 目的

この実態調査は、屋外広告物等の安全性確保に関して、関係行政機関等の取組を後押しする観点から、関係行政機関等の協力を得て、その取組状況を横断的に調査し、その現状について情報提供することを目的に実施したものである。

2 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

北海道開発局

(2) 協力依頼団体

北海道、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、美唄市、関係団体

3 担当部局

北海道管区行政評価局評価監視部第二評価監視官

4 実施時期

平成29年4月～11月

第2 調査結果

1 屋外広告物に係る規制の概要及び落下等事故の発生状況

調査結果等	説明図表番号
<p>【屋外広告物の定義等】</p> <p>屋外広告物は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条において「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と定義されている。</p> <p>屋外広告物を掲出又は表示（以下「掲出等」という。）することは、企業や商品の宣伝媒体、企業や店舗の屋号の表記、また、場所を示す誘導装置、あるいは都市の個性や活気を演出する舞台装置として、国民の社会生活において大きな役割を担っている。一方、屋外広告物は、屋外に設置され、風雨や直射日光など厳しい気象環境にさらされることから、設置直後から劣化が始まると言え、当該広告物の所有者等においては、当該広告物を良好な状態に保つために、補修その他必要な管理を怠らないことが必要となっている。</p>	<p>表1-①</p>
<p>【屋外広告物に係る関係法令における規制の概要】</p> <p>（屋外広告物法関係）</p> <p>屋外広告物法は、掲出等する屋外広告物の設置について、禁止区域、禁止物件、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他の掲出等に関する制限等の規制を定めており、当該規制の実施主体として、i) 都道府県、ii) 政令市及び中核市、iii) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく認定市町村が、地域に応じた具体的な規制等を内容とした屋外広告物条例を定めることができるとしている。</p>	<p>表1-① （再掲）</p>
<p>北海道内（以下「道内」という。）においては、北海道（都道府県）、札幌市（政令市）、旭川市・函館市（中核市）及び小樽市（景観法に基づく景観行政団体）の5つの地方公共団体が、それぞれ屋外広告物条例を定めている。</p>	<p>表1-②</p>
<p>また、北海道は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく都道府県条例による事務処理の特例制度を活用して、道内179市町村のうち24市町村（平成29年4月1日現在）に屋外広告物に関する事務・権限を移譲し、そのうち許可等に係る事務・権限の移譲を受けている美唄市を含む23市町村においては、北海道が定めた屋外広告物条例に基づき必要な規制を実施している。</p>	<p>表1-③ 表1-④</p>
<p>一方、国土交通省は、都道府県等が条例を定めて必要な規制を実施するに当たったの参考に供するため、屋外広告物法の運用に関する技術的助言として「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（以下「条例ガイドライン」という。）を示しているところ、平成27年2月に札幌市内で発生した看板落下事故等を踏まえ、28年4月に、</p>	<p>表1-⑤ 表1-⑥</p>

<p>条例ガイドラインについて、屋外広告物の所有者等が、i) 良好な状態に保持する責務があることを明記、ii) 有資格者に点検させなければならない旨の規定を追加、iii) 点検結果を都道府県知事等に提出しなければならない旨の規定を追加するなどの一部改正を行っている。</p> <p>さらに、併せて、国土交通省は、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会及び一般社団法人サインの森の3つの全国事業者団体が作成した屋外広告物点検基準（案）、当該点検基準（案）による点検結果の記録様式である安全点検報告書（看板カルテ）様式案及び屋外広告物の点検・保守に関する標準契約書を屋外広告業者等に提示している。</p>	<p>表 1-⑦</p>
<p>（道路法関係）</p>	<p>表 1-⑧</p>
<p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）は、道路に工作物、物件又は施設（以下「物件」という。）を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可（以下「道路占用許可」という。）を受けなければならない旨定めている。</p>	<p>表 1-⑨</p>
<p>道路占用する物件は、道路上はもとより道路地下、道路上空に設置されるものであり、屋外広告物について、国土交通省では、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）により看板（注）とし、また、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」（昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号各地方建設局・北海道開発局長あて建設省道路局長通達。直近改正：平成 18 年 11 月 15 日国道利第 31 号）により路上広告物として i) 添加看板等、ii) 突出看板等、iii) 立看板等、iv) 自家用看板等（注）を掲げている。</p> <p>（注）本報告書においては、看板、路上広告物を屋外広告物と総称し、必要の都度、看板等として記載する。</p>	<p>表 1-⑩</p>
<p>また、国土交通省は、これまで道路占用している物件の安全性の確保に関する通達等を道路管理者に発出しているところ、平成 27 年 2 月に札幌市内で発生した看板落下事故等を踏まえ、同年 4 月に、「突出看板の安全確保について」（平成 27 年 4 月 7 日付け国道利第 1 号各地方整備局道路部長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事務局開発建設部長宛て国土交通省道路局路政課長通知）を発出（都道府県及び市町村には参考送付）し、屋外広告物に係る適切な取扱いを徹底するとともに、道路パトロール等において、腐食等による倒壊、落下等の危険があると認められた突出看板に対しては、個別に指導するなどの対応を取るよう通知している。</p>	<p>表 1-⑪</p>
<p>（建築基準法関係）</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び同法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）は、高さが 4 メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（注）を地上又は建築物に設置する場合は、建築主事又は同法に基づき国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した指定確認検査機関に対し、設置工事に着手する前に、設置工事計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて</p>	<p>表 1-⑫</p>

<p>て、確認の申請を行い確認済証の交付を受けなければならないとされている。さらに、当該設置工事完了時には、検査の申請を行い検査済証の交付を受けなければならないとされている。</p> <p>(注) 本報告書においては、広告塔、広告板等を屋外広告物と総称し、必要の都度、広告塔、広告板等として記載する。</p> <p>また、建築基準法は、建築物の所有者等がその建築物の敷地、構造及び建築設備について、常時適法な状態に維持するよう努めなければならない旨定めており、一定の条件を満たす建築物の所有者等は有資格者（一級建築士等）に当該建築物を調査させ、その結果を特定行政庁へ報告（以下「定期調査報告」という。）することを義務付けている。</p> <p>定期調査報告の対象となる屋外広告物は、定期調査報告の対象建築物に設置されている場合において、屋外広告物の高さにかかわらず調査の対象となっている。</p>	<p>表 1-⑬</p>
<p>【屋外広告物の落下等事故の発生状況】</p> <p>国土交通省は、平成27年2月に札幌市内で発生した看板落下事故等を踏まえ、「屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について」（平成27年6月5日付け各都道府県、指定都市、中核市、景観行政団体又は歴史的風致の維持及び向上に関する法律の認定市町村（屋外広告物条例制定市町村）屋外広告物担当課長宛て国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長事務連絡）を発出し、看板落下事故等について情報共有を図り、的確かつ迅速に対応するため、「屋外広告物事故等報告」を求めている。</p>	<p>表 1-⑭</p>
<p>今回、当局が屋外広告物の安全性確保に関する取組の実態について、協力を得て聴取した北海道、札幌市、旭川市、函館市、小樽市及び美唄市の6つの地方公共団体の管内において、平成24年度から29年6月までの間に発生した屋外広告物の落下事故、又は破損等落下のおそれのあった事故（以下「落下等事故」という。）は、26年度以降、25件発生している。</p>	<p>表 1-⑮ 表 1-⑯ 表 1-⑰</p>
<p>これら落下等事故の概要をみると、掲出等に許可が不要なものが12件、掲出等に関する許可を受ける必要があるにもかかわらず許可の申請を行っていなかったものが9件、また、掲出等に関する許可を受けているものが4件となっているなど、屋外広告物の安全性を確保するための取組を一層充実させることが求められる状況となっている。</p>	

2 各関係法令における屋外広告物の安全性確保の実施状況

調査結果等	説明図表番号
<p>(1) 屋外広告物条例における安全性確保の実施状況</p> <p>ア 許可申請時等における安全性確保の実施状況</p> <p>調査の協力を依頼した6自治体における屋外広告物の許可等に関しては、美唄市では平成26年度に北海道から屋外広告物の許可等に関する事務・権限の移譲を受け、北海道が定める北海道屋外広告物条例等に準拠して行っているほか、5自治体（北海道、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市）では、それぞれ屋外広告物条例（以下「条例」という。）を定め、次のとおり行っている。</p> <p>（新規許可）</p> <p>屋外広告物を新規に掲出等しようとする者は、当該広告物について、i）掲出等を予定している地域、ii）当該広告物の表示面積等、iii）道路法に基づく道路占用許可や建築基準法に基づく建築確認の有無等を記載する屋外広告物許可申請書とともに、構造等に関する仕様書・図面等の関係書類を添付して、各自治体の条例所管課に提出することとされている。</p> <p>屋外広告物許可申請書の提出を受けた条例所管課では、屋外広告物許可事務取扱要領等に基づき、同申請書の記載内容や添付資料について書類審査を行った上、3年を超えない期間について許可している。</p> <p>（変更又は継続許可）</p> <p>屋外広告物の掲出等について新規許可を受けた者は、許可期間内に、当該広告物の表示内容や構造等の変更を行うこととなった場合には、変更内容を記載した屋外広告物変更許可申請書とともに関係書類を提出し、前述の新規許可と同様、条例所管課による書類審査を受けた上、変更許可を受けることとされている。</p> <p>また、変更許可を受けた者も含め許可期間満了後においても継続して屋外広告物を掲出等しようとする者は、許可期限前までに、屋外広告物継続許可申請書（新規許可の場合と同様の申請書）の提出と併せて、各条例に基づく一定規模を超える固定広告物（地上広告物、壁面広告物、屋上広告物等）（注）については、当該広告物に係る点検結果を記載した屋外広告物点検結果報告書（北海道、小樽市及び美唄市）、広告物等安全点検報告書（札幌市）及び屋外広告物安全点検報告書（旭川市及び函館市）（以下「安全点検報告書」という。）を提出するとともに、当該広告物を撮影したカラー写真等を添付することとされている。</p> <p>（注） 継続許可申請時に安全点検報告書の提出を求める対象について、北海道、旭川市、小樽市及び美唄市では「固定広告物」、札幌市では「3平方メートル以下の自家用広告物等を除く固定広告物」、函館市では「10平方メートルを超える固定広告物」とされている。なお、函館市は、現在、安全点検報告書の提出を求める対象を「固定広告物」に拡大することを予定している。</p>	<p>表1-②（再掲）</p> <p>表2-(1)-ア-①</p> <p>表2-(1)-ア-②、③</p>

<p>(除却の届出)</p> <p>屋外広告物を掲出等している者は、当該広告物の掲出等の許可期間が満了した場合、又は掲出等の必要がなくなった場合には、遅滞なくこれを除却することとされている。</p> <p>なお、道内における固定広告物の掲出等の許可件数（新規、変更及び継続）は、平成 26 年度 5,766 件、27 年度 7,616 件及び 28 年度 6,354 件となっている。</p>	<p>表 2-(1)-ア-④</p> <p>表 2-(1)-ア-⑤</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、調査の協力を依頼した 6 自治体における屋外広告物の掲出等に係る新規許可等に当たっての安全性確保の取組状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p>(7) 新規許可申請時における安全性確保</p> <p>a 申請内容の確認</p> <p>6 自治体の条例所管課では、前述のとおり、新規に掲出等する屋外広告物に係る屋外広告物許可申請書等について書類審査を行っているところ、中には、次のとおり、当該広告物の設置後の状況について、申請内容との適合性の確認はもとより当該広告物に係る安全性確保に資するため、書類審査を行うだけでなく、許可後において、当該広告物に係る現地確認を実施している自治体や当該広告物の掲出等に係る完了届の提出について条例等により義務付けている自治体がみられた。</p> <p>① 新規に許可申請のあった屋外広告物について、原則として許可後に現地確認を実施しているもの 1 自治体（札幌市）</p> <p>② 条例等により屋外広告物の設置工事の完了届出書の提出を義務付けるとともに、完成後の当該広告物を撮影したカラー写真を添付させているもの 2 自治体（函館市及び小樽市）</p> <p>b 許可に当たっての注意事項等の周知</p> <p>6 自治体では、屋外広告物の掲出等に係る許可を決定すると、出願者、設置者、申請者又は広告物表示者（注）に対し、許可証票、許可を証明する許可申請書副本等を交付するとともに、許可期間における当該広告物の補修その他必要な管理の実施や許可期間満了後も継続して広告物を掲出しようとする場合には継続許可申請等が必要であることなどの注意事項等を内容とする文書を同封している。</p> <p>（注） 各条例等により文言が異なる。</p>	<p>表 2-(1)-ア-①（再掲）</p>
<p>6 自治体が作成している当該文書（美唄市は北海道と同じ文書を使用）において、許可期間内における当該広告物の補修その他必要な管理の実施に関</p>	<p>表 2-(1)-ア-⑥</p>

<p>する記載内容をみると、定期的な点検等について記載しているもの3自治体（北海道、札幌市及び美唄市）、継続許可申請の際の点検についてのみ記載しているもの3自治体（旭川市、函館市及び小樽市）となっている。</p>	
<p>(イ) 継続許可申請時における安全性確保 (安全点検報告書)</p>	
<p>6自治体における継続許可申請時に提出する屋外広告物に係る安全点検報告書の点検結果報告項目及び記載内容は、次のとおりである。</p>	
<p>このうち、札幌市においては、平成27年2月の看板落下事故を受け、設置者等による適正な安全点検の実施を図るため、個別・具体的な点検方法を記載する欄を設定するなど、安全点検報告書の様式を変更し、27年12月から運用している。</p>	<p>表2-(1)-ア-⑦</p>
<p>a 点検結果報告項目等</p>	
<p>6自治体における安全点検報告書（小樽市及び美唄市は北海道と同じ様式を使用）の点検結果報告項目等は、次のとおりである。</p>	
<p>① 各自治体では点検結果報告項目をそれぞれ定めており、6自治体とも点検結果報告項目に対する点検結果は、「異常の有無」を選択し、有の場合には、異常の内容を記載することとしている。</p>	<p>表2-(1)-ア-⑧、⑨</p>
<p>② 「異常有」を選択した場合における当該異常の処理に関する記載欄については、「補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見」とし、具体的に記載することとしているもの1自治体（札幌市）、「改善の概略」を記載することとしているもの3自治体（北海道、小樽市及び美唄市）、処理について「未・済」を選択するもの2自治体（旭川市及び函館市）となっている。</p>	<p>表2-(1)-ア-⑨（再掲）</p>
<p>③ 屋外広告物の掲出等が2基以上ある場合に、当該広告物ごとに点検結果を記載するよう明記しているもの1自治体（札幌市）、明記していないもの5自治体（北海道、旭川市、函館市、小樽市及び美唄市）となっている。</p>	<p>表2-(1)-ア-③（再掲）</p>
<p>b 記載内容等</p>	
<p>美唄市を含む6自治体における安全点検報告書に記載する点検の実施時期及び添付する写真の撮影時期をみると、次のとおり、具体的に実施時期等を明示しているもの5自治体（北海道、札幌市、旭川市、函館市及び美唄市）、継続申請の直近としているもの1自治体（小樽市）となっている。</p>	<p>表2-(1)-ア-③（再掲）</p>
<p>① 点検の実施時期及び添付する写真の撮影時期については、合理的な理由がある場合を除き、継続申請前30日以内としているもの3自治体（北海道、函館市及び美唄市）</p>	

- ② 点検の実施時期及び添付する写真の撮影時期については、継続申請前3か月以内としているもの1自治体（札幌市）
- ③ 点検の実施時期については、合理的な理由がある場合を除き、継続申請前3か月以内、写真の撮影時期については、継続申請前30日以内としているもの1自治体（旭川市）
- ④ 点検の実施時期及び添付する写真の撮影時期については、具体的な実施時期等を明示せず、継続申請の直近としているもの1自治体（小樽市）

また、6自治体における安全点検報告書の記載内容及び添付されている写真をみると、中には、次のとおり、点検結果報告項目の一部が空欄となっているものや遠景写真で接合部等の劣化状況が確認できないものなどが散見された。

- ① 点検結果報告項目の一部が空欄となっており、当該空欄が屋外広告物の仕様により点検結果報告項目に該当するの否か、若しくは、点検漏れなのか判別が困難な安全点検報告書がみられたもの5自治体（北海道空知総合振興局、札幌市、旭川市、小樽市及び美唄市）、当該広告物について、点検結果報告項目に該当するの否かを明確に判別できるよう、○印を付する欄を別途設定しているもの1自治体（函館市）
- ② 「特記事項」欄に、「錆が発生しているが安全上の問題はないことから経過観察とする。」等、異常の内容及びその処理に関し具体的に記載している安全点検報告書がある一方、「異常有」を選択しているにもかかわらず補修等に関する所見の記載がなく、補修の必要性の有無や補修予定等について確認できない安全点検報告書がみられたもの6自治体
- ③ 添付された写真については、外装材を外し、内部の状態まで確認できる写真が添付されている安全点検報告書がある一方、遠景写真のみ添付されており、例えば、基礎、接合部、支持部分等の劣化状況が確認できない安全点検報告書がみられたもの6自治体
- ④ 2基以上の屋外広告物について点検結果をまとめて記載しているため、どの広告物に該当する記載であるか判別が困難な安全点検報告書がみられたもの6自治体

○ 屋外広告物点検基準（案）及び安全点検報告書（看板カルテ）様式案

国土交通省は、条例ガイドラインの改正に併せて、全国事業者団体が作成した屋外広告物点検基準（案）及び安全点検報告書（看板カルテ）様式案を示し、これを参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましいとしている。

また、上記事業者団体が作成した屋外広告物点検基準（案）及び安全点検

表1-⑥、⑦
(再掲)

<p>報告書（看板カルテ）様式案をみると、次のとおり、点検方法や補修等の状況が具体的に分かるよう設定されているほか、設置年数に応じた点検方法についても提示されている。</p> <p>① 点検種別は、「目視点検（遠望）」、「標準点検（近接触手）」、「詳細点検」の3段階に設定</p> <p>② 点検結果の評価は、「良好」、「経過観察」、「要改善」、「即時修理」、「改修済」の5段階に設定</p> <p>③ ①の点検に関し、新設時の点検以降、3年目までを目視点検、それ以降を標準点検とし、触診や打音検査の実施を要請</p>	<p>表2-(1)-ア-⑩</p> <p>表2-(1)-ア-⑪</p>
<p>(ウ) 除却時における安全性確保</p> <p>条例ガイドラインにおいては、屋外広告物の設置者等は、許可等の期間が満了したとき、許可が取り消されたとき又は設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却し、その旨を届け出なければならないとされている。</p> <p>6自治体における屋外広告物の除却に関する条例等の規定内容及び運用状況は、次のとおりである。</p>	<p>表2-(1)-ア-④（再掲）</p>
<p>a 除却に関する条例等の規定内容</p> <p>（札幌市を除く5自治体）</p> <p>屋外広告物を除却した場合は、除却届を遅滞なく知事等に提出することを条例等に義務付けている。</p> <p>（札幌市）</p> <p>条例等に屋外広告物の掲出等の許可期間満了後、又は掲出等の必要がなくなった場合、直ちに除却しなければならない旨規定しているものの、除却した旨を市長に届け出る規定はなく、ホームページに提出を任意とする撤去届の様式を掲載している。</p> <p>このため、継続許可申請がない屋外広告物が除却されたのか若しくは継続許可申請漏れとなっているのか把握できない状況となっている。</p>	<p>表2-(1)-ア-⑫</p>
<p>b 除却に関する運用状況</p> <p>6自治体とも、屋外広告物の除却は、原則として、当該広告物を撤去することとしている。</p> <p>しかし、6自治体における撤去されずに白地のまま盤面が残っている屋外広告物（以下「白看板」という。）に係る除却の状況をみると、白看板となっても除却として取り扱わず、継続許可の対象として、安全点検報告を求めているもの2自治体（札幌市及び美唄市）、白看板となった時点で屋外広告物に該当しないものとして取り扱っていることから、継続許可の対象</p>	<p>表2-(1)-ア-⑫（再掲）</p>

<p>外となっているもの4自治体（北海道空知総合振興局、旭川市、函館市及び小樽市）となっている。</p>	
<p>イ 違反屋外広告物の調査及び指導の実施状況</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査の協力を依頼した6自治体における、掲出等の許可を受けることが必要であるにもかかわらず許可を受けずに設置等されている又は許可基準を満たしていない屋外広告物の調査（以下「違反広告物実態調査」という。）及び是正指導の実施状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>6自治体における違反広告物実態調査の実施状況をみると、次のとおり、4自治体では実態調査を実施している。</p> <p>（北海道空知総合振興局）</p> <p>規模の大きい屋外広告物が多数掲出等されている幹線道路沿い（約65キロメートル）を対象区域として調査を実施している（平成28年度）。</p> <p>（札幌市）</p> <p>屋外広告物が多数掲出等されている市街地の一部区間（約1.77キロメートル）を対象区域として調査を実施している（平成28年度）。</p> <p>（旭川市）</p> <p>平成28年8月から、嘱託職員を1人雇用し、市内全域の屋外広告物について網羅的に把握することを目標に調査を実施しており、当局調査時において市内中心部（約2.5平方キロメートル）の約2,300件（許可不要のものを含む。）の調査を終了している。</p> <p>（函館市）</p> <p>平成23年度に、緊急雇用創出推進事業補助金（国庫補助事業）を活用し、民間事業者への委託により、主要な市街地（約34平方キロメートル）を対象に約13,500件について実態を調査している。</p> <p>このうち、札幌市については、次のとおり、道路法担当と連携して調査を実施している。</p> <p>（道路法担当と連携して調査を実施しているもの1自治体（札幌市））</p> <p>道路法担当では、平成8年度から27年度まで道路占用している看板等を対象に、その実態を把握し指導する道路占用物件適正化事業（独自事業）を実施してきたところ、この間に、市内で発生した看板落下事故を契機に、28年度からは、条例担当と連携して、新たに調査対象として私有地内の屋外広告物を追加し、条例に基づく許可の有無や許可基準への適合状況についても調査する道路占用物件・屋外広告物適正化事業を実施している。</p>	<p>表2-(1)-イ-①</p> <p>事例表2-(1)-イ-①</p> <p>事例表2-(1)-イ-②</p> <p>事例表2-(1)-イ-③</p>

なお、4自治体における違反広告物実態調査により把握した違反屋外広告物に対する是正指導状況をみると、平成28年度から調査を開始しており、今後調査結果を精査した上で指導を行っていく方針としているもの2自治体（札幌市及び旭川市）、23年度に実施した調査の結果、無許可の屋外広告物が多数存在することが判明したことから、市内に所在している小売業・サービス業等の事業者に対し、屋外広告物の許可制度の周知啓発パンフレットを発送しているもの1自治体（函館市）、把握した違反広告物の設置者等に対し口頭又は文書による指導を実施しているもの1自治体（北海道空知総合振興局）となっている。

ウ 屋外広告物の安全性確保のための周知啓発の実施状況

国土交通省は、平成22年度から、屋外広告物の適正化を一層推進するため、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、当該旬間を中心として屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物の是正や良好な景観形成に対する国民、企業の意識啓発等を推進しているところ、27年2月に札幌市内で発生した看板落下事故等を踏まえ、公衆に重大な危害を及ぼすおそれのある屋外広告物の安全性向上に係る取組など、地域の実情に応じて実施を検討するよう各自治体に求めている。

【調査結果】

今回、調査の協力を依頼した6自治体における屋外広告物の安全性確保のための周知啓発の実施状況について調査した結果は、以下のとおりである。

(7) 安全パトロール

4自治体（北海道空知総合振興局、札幌市、旭川市及び函館市）では、国土交通省が設定している「屋外広告物適正化旬間」等において、技術的なノウハウを持つ一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会（以下「北広連」という。）やその会員団体と連携して安全パトロールを実施し、安全管理の重要性の啓発を行うとともに、屋外広告物の掲出等に係る許可の有無にかかわらず、落下等のおそれのある危険な広告物を把握した場合には、設置者等に対し注意喚起を行っている。

4自治体における安全パトロールの実施状況は、次のとおりである。

（北海道空知総合振興局）

北広連の会員団体である空知広告美術業組合と合同で実施している安全パトロールに、市町村の理解を得て、屋外広告物関係業務を担当する市町村職員が同行しているほか、平成29年度は、岩見沢市を通じて、安全パトロールの実施を周知するチラシを地元町内会や商工会に配布している。

表2-(1)-ウ-①

事例表2-(1)-ウ-①

(札幌市)

北広連の会員団体である協同組合札幌広告美術協会と合同で安全パトロールを実施し、危険性のある広告物について、設置者等に安全管理の啓発及び指導を実施している。

(旭川市)

北広連の会員団体である旭川広告美術業協同組合と合同で安全パトロールを実施し、危険性のある広告物について、設置者等に文書指導を実施している。

(函館市)

北広連の会員団体である函館屋外広告業協同組合と合同で安全パトロールを実施し、危険性のある広告物や無許可の広告物について、口頭又は文書による指導を行っているほか、必要に応じ、関係する屋外広告業者等を通じて設置者等に対し改善方の働きかけを行っている。

(イ) 屋外広告セーフティホットラインの開設

北海道と北広連は、平成24年6月に、相互に連携・協力して取組を行う旨を内容とした「良好な広告景観の形成のための連携協定」を締結し、当該協定に基づく事業の一つとして、27年4月に、落下等のおそれがある危険な屋外広告物に関する住民からの通報を受け付ける「屋外広告セーフティホットライン」を開設している。北広連では、当該ホットラインで通報のあった30件(平成27年4月～29年6月)の物件について、会員団体に連絡して当該物件の確認を要請し、要請を受けた会員団体は、確認結果を関係自治体に対して情報提供するとともに、当該物件の設置者等に対し改善に向けた指導等を実施している。

(ウ) その他の周知啓発

6自治体においては、屋外広告物の設置者等に対し、安全性確保に資するためのパンフレットやチラシを作成して配布するとともに、ホームページを通じて周知啓発を行っており、中には、次のとおり、周知啓発の対象を屋外広告物の関連団体に限定せず幅広く周知啓発を行っているものや、屋外広告物の安全対策に関するセミナーや講演会を開催しているなど、効果的な周知啓発を行っているものがみられた。

① 各種団体と連携して幅広く周知啓発を行っているもの1自治体(札幌市)

札幌市は、屋外広告物の関連団体に限定せず、札幌商工会議所、札幌市商店街振興組合連合会、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部等の協力を得て、定期的な安全点検の必要性について、チラシやメールマガジンによる周知啓発を行っている。

表2-(1)-ウ-②

<p>② 屋外広告物の安全対策に関するセミナーや講演会を開催しているもの</p> <p>2自治体（札幌市及び函館市）</p> <p>札幌市では、平成 27 年 2 月に市内で看板落下事故が発生したことを受け、27 年 11 月に、屋外広告物の管理者等を対象とした安全セミナーを開催した。</p> <p>また、函館市では、2 年に 1 回、事業者団体等から講師を選任し、市民や事業者等を対象とした屋外広告物の安全対策に関する講演会を開催している。</p>	<p>事 例 表 2 - (1)-ウ-②</p> <p>事 例 表 2 - (1)-ウ-③</p>
--	---

調査結果等	説明図表番号
<p>(2) 道路法における安全性確保の実施状況</p> <p>(道路占用許可)</p> <p>道路上又は道路の上空に屋外広告物を設置するに際して、当該広告物が道路を占有することとなる場合は、道路法に基づき、占有の目的、占有期間、占有場所等を記載した申請書を道路管理者に提出することとされている。</p> <p>申請書の提出を受けた道路管理者は、同法及び同法施行令に定められた占有期間、占有場所、構造等に関する許可基準のほか、道路管理者により定められた道路占有規則、道路占有許可基準、道路占有事務取扱手続等に基づき、申請書の記載事項や添付書類について書類審査を行った上、占有期間について5年以内の道路占有許可を与えている。</p> <p>また、道路管理者は、道路占有許可に当たって、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を付すことができるとされている。</p> <p>(道路占有許可の変更、更新及び廃止)</p> <p>道路占有許可を受けた後、占有期間、占有場所等の変更を行う場合又は占有期間満了後も継続して占有する場合は、当該変更又は占有期間満了前までに新たに許可申請をして許可を受けることとされている。</p> <p>また、道路法第40条に基づき、占有期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合は、占有物件を除却し道路を原状に回復しなければならず、除却時の手続等は道路管理者において定められている。</p> <p>なお、今回、調査対象とした北海道開発局及び調査の協力を依頼した6自治体(以下「調査対象等機関」という。)における屋外広告物の許可等の申請件数又は物件個数については、各調査対象等機関において把握方法が異なるが、i) 年度別で把握している調査対象等機関における平成28年度実績でみると、北海道開発局が3,769個(新規、変更及び更新分)、札幌市が新規許可269個(変更及び更新分65件)、旭川市が新規及び変更6件(更新分は不明)、函館市が60個(新規、変更及び更新分)、美唄市が実績なし、ii) 許可等件数を時点で把握している機関における実績をみると、北海道が1,510件(5,806個)(平成29年5月9日現在)、小樽市が166件(29年3月31日現在)となっている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象等機関における屋外広告物の道路占有許可等に当たっての当該広告物に係る安全性確保の取組状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>ア 道路占有許可の対象の取扱い</p> <p>道路管理者は、道路法第32条第1項各号に掲げられた物件に該当するもの</p>	<p>表1-⑧(再掲)</p> <p>表1-⑨(再掲)</p> <p>表1-⑧(再掲)</p> <p>表2-(2)-ア</p>

<p>であって、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同法施行令で定められた許可基準に適合する場合に限り、許可を与えることができる」とされている。</p> <p>道路法施行令第 10 条においては、道路の上空に設置する屋外広告物（突出看板）の許可基準について、当該広告物の最下部と路面との距離が 4.5 メートル（歩道上は 2.5 メートル）以上あることと規定されている。</p> <p>しかし、美唄市では、道路敷地内に基礎及び支柱がある地上広告物を除き、道路の上空に設置する突出看板については、道路占用許可を不要として運用している。このため、国道及び市道に面している同一建物に設置されている 2 枚の突出看板に係る道路占用の許可状況をみると、それぞれ国道と市道の上空に突き出して設置されており、国道の上空に設置されている 1 枚の看板は道路占用許可を受けているが、市道の上空に設置されている残りの 1 枚の看板については、同許可を不要として取り扱われている。</p>	<p>事例表 2 - (2)-ア</p>
<p>イ 道路占用許可の申請時における安全性確保の取組</p>	
<p>道路を占用している物件（以下「占用物件」という。）の安全性の確保については、「道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて」（平成 25 年 6 月社会資本整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会）において、「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある占用物件については、道路構造物と同様に道路管理者においても、占用事業者とともにその安全性の確認が徹底されるような仕組みの構築に取り組むべきである。」とされ、また、平成 25 年に開催された衆議院国土交通委員会（第 183 回国会における道路法の一部改正に係る審議）においても、同様の附帯決議がなされている。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ①</p> <p>表 2 - (2) - イ - ②</p>
<p>これらを受け、国土交通省は、平成 26 年 3 月、各地方整備局、北海道開発局等に対し「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」（平成 26 年 3 月 19 日付 国土交通省道路局路政課長通知。以下「26 年通知」という。）を発出し、道路管理者による占用物件の安全確認の徹底を求めるとともに、都道府県及び市町村に対し 26 年通知を参考送付している。</p>	<p>表 2 - (2) - イ - ③</p>
<p>26 年通知において、道路管理者による占用物件の安全確認として具体的に示されている事項の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可（新規、変更及び更新）に当たっては道路占用許可の一般的条件に加え、以下①から③の条件を付すこと <ul style="list-style-type: none"> ① 占用物件を常時良好な状態に保つように管理すること ② その損傷により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後 5 年が経過する時期を基本として、占用物件の現状を道路管理者に書面等で報告すること ③ 占用物件の異常により道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を 	

<p>与え、又はそのおそれがあるときは必要な措置を講じ道路管理者に報告すること</p> <p>○ 許可の更新時（電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件については更新時及び許可後5年経過時）に、直近の点検結果等（以下「安全点検結果」という。）の報告を求めること</p>	
<p>調査対象等機関における26年通知に係る取組状況をみると、次のとおりとなっている。</p>	<p>表2-(2)-イ-④-i</p>
<p>(7) 許可条件の付加</p> <p>許可条件の付加に係る取組状況をみると、既に許可条件を付加している又は具体的に取り組む予定があるもの6機関（北海道開発局、北海道空知総合振興局、札幌市、旭川市、函館市及び美唄市）、これから検討を予定しているもの1機関（小樽市）となっている。</p>	<p>表2-(2)-イ-④-ii</p>
<p>(4) 許可の更新時における安全点検結果の報告</p> <p>許可の更新時における安全点検結果の報告を求める取組状況をみると、具体的に取り組む予定があるもの4機関（北海道開発局、札幌市、函館市及び美唄市）、これから検討を予定しているもの2機関（北海道空知総合振興局及び小樽市）、申請者の負担になると判断し報告を求める予定がないもの1機関（旭川市）となっている。</p>	<p>表2-(2)-イ-④-iii</p>
<p>ウ 占有物件の除却時の安全性の確保</p> <p>道路占有者は、道路法第40条に基づき、屋外広告物を含む占有物件について、道路の占有期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合は、占有物件を除却し道路を原状に回復しなければならず、除却時の手続等は道路管理者が定めている。</p> <p>調査対象等機関における屋外広告物の除却の実施状況をみると、いずれも除却を撤去として運用しているが、このうち、旭川市における運用内容をみると、表示がなく白地のまま盤面が残っている白看板については、除却扱いとしているが撤去されていないため、道路が原状に回復されていない状況となっている。</p>	<p>表1-⑧（再掲）</p> <p>事例表2-(2)-ウ</p>
<p>エ 不法占有物件の把握及び指導状況</p> <p>道路管理者は、道路法第71条第1項に基づき、道路占有許可を受けることなく不法に道路を占有している者に対して、当該不法占有物件の移転、除却等を求める監督処分を行うことができるとされている。</p> <p>国土交通省は、屋外広告物の不法占有対策について、「自家用看板等による道路の不法占有の取扱いについて」（昭和57年11月9日付け建設省道政発第</p>	<p>表1-⑧（再掲）</p> <p>表2-(2)-エ-①</p>

<p>72号)を発出し、道路管理者が看板、日よけ、アーケード等の不法占有の実態の把握に努め、道路占有許可を行うことができる物件については許可申請を行わせ、道路管理上具体的な支障があるもの等については撤去等の措置を講ずることを求めている。</p> <p>調査対象等機関における主な不法占有物件の把握方法及び指導方法をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>① 道路の維持管理を主な目的とする道路パトロールを外部委託又は職員等により実施し、不法占有物件を把握した場合、許可申請等について指導しているもの4機関（北海道開発局、北海道、札幌市及び美唄市）</p> <p>このほか、さらに、特定の地域を対象に不法占有物件の把握調査を実施し、不法占有物件を把握した場合、許可申請等について指導しているもの2機関（北海道開発局及び札幌市）</p> <p>② 突出看板の不法占有物件に係る把握・指導等の業務を嘱託職員2名が専任で実施し、不法占有物件を把握した場合、許可申請等について指導しているもの1機関（旭川市）</p> <p>③ 特に自ら不法占有物件を把握する方法は採っておらず、市民からの通報等を端緒に現地確認を行った上、許可申請等が必要な場合には、指導しているもの2機関（函館市及び小樽市）</p> <p>このうち、把握した不法占有物件に対して許可申請等を指導した結果、全て許可申請を行わせているもの（旭川市）、また、道路法担当が条例担当と連携して不法占有物件等に係る調査内容の充実を図っているもの（札幌市）など、効果的に実施しているものがみられる。</p>	<p>表2-(2)-エ-②</p> <p>事例表2-(2)-エ</p> <p>事例表2-(1)-イ-③（再掲）</p>
---	---

調査結果等	説明図表番号
<p>(3) 建築基準法における安全性確保の実施状況</p> <p>ア 建築基準法に基づく工作物確認申請時における安全性確保の実施状況</p> <p>建築基準法第 88 条第 1 項及び同法施行令第 138 条第 1 項第 3 号に基づき工作物として指定された高さ 4 メートルを超える屋外広告物を設置する場合、その設置者等は、同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づき、当該工事に着手する前に、特定行政庁（建築主事。以下同じ。）又は指定確認検査機関（注 1）に対し確認の申請書を提出して、その計画が建築基準関係規定（注 2）に適合するものであることについて、確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。</p> <p>（注 1） 建築基準法第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者</p> <p>（注 2） 建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるもの</p> <p>特定行政庁及び指定確認検査機関においては、建築基準関係規定の中に、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下「広告物関係規定」という。）が含まれていることから、広告物関係規定との適合性について審査を行うこととされている。</p> <p>また、広告物関係規定との適合性についての審査に当たっては、「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指発第 202 号建設省住宅局建築指導課長通知。以下「建築指導課長通知」という。）第 3 の 1 による「建築確認対象法令について」（昭和 61 年 3 月 28 日付け建設省住指発第 80 号建設省住宅局建築指導課長通達）に示すとおり、建築主事による直接の確認又は関係部局への合議のいずれの方法で行っても差し支えないとされている。</p> <p>さらに、指定確認検査機関にあつては、設置者等に確認済証を交付したときには、建築基準法第 6 条の 2 第 5 項及び同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 5 に基づき、確認審査報告書に関係書類等を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならないとされている。</p> <p>一方、調査の協力を依頼した 6 自治体のうち、美唄市を除く 5 自治体（特定行政庁。以下同じ。）における平成 26 年度から 28 年度までの 3 か年の工作物の確認済証交付件数（指定確認検査機関分を含む。）のうち、高さ 4 メートルを超える屋外広告物に係る交付件数をみると、北海道空知総合振興局が 107 件中 58 件（54.2%）、札幌市が 511 件中 469 件（91.8%）、旭川市が 138 件中 122 件（88.4%）、函館市が 145 件中 127 件（87.6%）、小樽市が 43 件中 26 件（60.5%）と、屋外広告物の占める割合がいずれも 50%を超えており、3 自治体（札幌市、旭川市及び函館市）においては約 90%を占めている。</p>	<p>表 2-(3)-ア-①</p> <p>表 2-(3)-ア-②～④</p> <p>表 2-(3)-ア-①（再掲）</p> <p>表 2-(3)-ア-⑤</p>

<p>【調査結果】</p> <p>今回、5自治体における高さ4メートルを超える屋外広告物に係る工作物確認申請時における安全性確保の取組状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>① 5自治体において、高さ4メートルを超える屋外広告物の工作物確認申請案件に係る広告物関係規定に基づく屋外広告物条例の適合性の審査に当たっては、前述のとおり建築指導課長通知により、自ら確認又は関係部局への合議のいずれの方法でも差し支えないとされていることから、5自治体の建築確認所管課においては条例所管課に対し合議により確認を要請しており、指定確認検査機関においては自ら確認している。</p> <p>② ①のとおり、指定確認検査機関が受け付けた確認申請案件については、同機関が自ら確認しているため、屋外広告物条例の無許可物件を防止する観点から、2自治体（函館市及び小樽市）の建築確認所管課において指定確認検査機関から送付される屋外広告物の確認審査報告書を条例所管課に回付等を行うことにより、その情報を提供している。</p> <p>また、小樽市においては、工作物として確認申請が必要のない高さ4メートルを超えない屋外広告物についても屋外広告物条例の許可が必要な場合もあるため、同条例の無許可物件を防止する観点から、次のとおり、高さ4メートルを超えない屋外広告物の設置が計画されている建築物の確認申請案件に係る情報を提供している。</p> <p>（屋外広告物条例の無許可物件を防止するため、建築物の確認申請案件に係る情報を提供している例（小樽市））</p> <p>小樽市は、平成26年4月から、高さ4メートルを超えない屋外広告物について、屋外広告物条例に基づく許可を得ないまま建築物に設置されることを防ぐため、同市が受け付けた建築物（「専用住宅」「長屋」「物置」を除く。）の確認申請案件に係る情報を条例所管課に提供している。</p> <p>また、同市は、指定確認検査機関から建築基準法第77条の32第1項に基づく建築物の確認業務に係る敷地状況等（道路の幅員、容積率、用途地域、防火区域等）の照会があった場合にも、同機関への回答後、当該照会関係書類一式を条例所管課に回付し、情報提供している。</p>	<p>表2-(3)-ア-⑥</p> <p>表2-(3)-ア-⑦</p> <p>事例表2-(3)-ア-①</p> <p>事例表2-(3)-ア-②</p>
<p>イ 屋外広告物を含む建築物に係る定期調査報告における安全性確保の実施状況</p> <p>建築物の所有者等は、建築基準法第8条第1項に基づき、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。</p> <p>また、建築基準法第12条第1項等に基づき、同法施行令第16条第1項に基づく建築物及び特定行政庁が指定した建築物（以下「特定建築物」という。（注））</p>	<p>表2-(3)-イ-①</p>

の所有者又は管理者は、定期的に特定建築物の状況について有資格者（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員）による調査を実施し、その結果をまとめた定期調査報告を特定行政庁に報告することが義務付けられている。

（注） 従来、定期調査報告の対象建築物については、特定行政庁が地域の実情に応じて指定していたが、建築基準法の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）に伴い、不特定多数の者等が利用する建築物など安全上・防火上・衛生上、特に重要な建築物等については、同法施行令により一律指定し、それ以外の建築物等については、特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うこととされた。

（調査項目等）

定期調査報告については、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成 20 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 282 号）により、調査項目、調査方法、判定基準等が定められており、これに基づき有資格者による調査を行うこととされている。

当該告示に規定されている調査項目 130 項目の中には、特定建築物の外壁及び屋上に設置された屋外広告物に関する調査項目として、各 2 項目計 4 項目が含まれている。定期調査報告の対象となる屋外広告物は、特定建築物に屋外広告物が設置されている場合、屋外広告物の高さにかかわらず調査の対象となり、特定行政庁に調査の結果が報告されることとなるが、特定行政庁において、屋外広告物の設置状況の詳細が把握できるものは、調査の結果、「要是正」と指摘されたもののみとなっている。

（調査結果の報告）

調査結果は、有資格者である調査者が調査項目ごとに「指摘なし」、「要是正」、「既存不適格」（注 1）の 3 段階により判定した上、不具合等の状況も含めて定められた報告様式により報告することとされている。

また、報告周期については、建築基準法施行規則第 5 条第 1 項に基づき、建築物の用途、構造、延べ床面積等に応じて、おおむね 6 月から 3 年までの間隔において特定行政庁が定めることとされている（注 2）。

（注 1） 「既存不適格」は、「要是正」と指摘されたもののうち、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたもの

（注 2） 5 自治体における報告周期は、建築基準法施行細則により用途に応じて 1 年又は 3 年に設定している。

【調査結果】

今回、5 自治体における定期調査報告が未報告となっている特定建築物の所有者等（以下「未報告者」という。）及び同報告において「要是正」と指摘された特定建築物の所有者等（以下「要是正指摘所有者」という。）に対する指導状況について、平成 26 年度から 28 年度を中心に調査した結果は、以下のとおりである。

表 2-(3)-イ-②

<p>(7) 未報告者に対する指導状況</p> <p>5自治体における未報告者に対する指導状況をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>a 定期調査報告の報告状況</p> <p>5自治体における平成26年度から28年度において報告された定期調査報告の件数について3か年平均の報告率（平均未報告件数）を算出してみると、札幌市が83.4%（681.3件）、旭川市77.9%（109.0件）、北海道空知総合振興局77.7%（102.0件）、函館市77.0%（101.0件）、小樽市73.2%（46.7件）となっている。</p> <p>b 未報告者に対する指導状況</p> <p>5自治体における未報告者に対する指導状況をみると、文書による督促を実施しているもの2自治体（北海道空知総合振興局及び函館市）、文書による督促に加えて、電話による督促や立入調査を実施しているもの3自治体（札幌市、旭川市及び小樽市）となっている。</p> <p>このうち、札幌市では、未報告者に対し、文書による督促に加え、平成26年度から、電話による督促や立入調査を実施しており、その結果、定期調査報告の報告率が、平成25年度の77.5%に対し26年度以降は80%台に上昇している。</p> <p>なお、北海道では、平成29年度から未報告者に対する指導を強化するため、前定期調査報告の未報告者に対し、報告要求文書を発出後、電話による個別指導を実施し、これに従わない場合は訪問面談による個別指導を実施するよう、各（総合）振興局に指示している。</p>	<p>表2-(3)-イ-③及び④-i</p> <p>表2-(3)-イ-④-i（再掲）及びii</p> <p>事例表2-(3)-イ</p> <p>表2-(3)-イ-⑤</p>
<p>(4) 要是正指摘所有者に対する指導状況</p> <p>5自治体における要是正指摘所有者に対する指導状況をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>a 要是正指摘所有者に対する指導方法</p> <p>5自治体における要是正指摘所有者に対する指導方法をみると、i) 要是正指摘所有者全員に対し文書により指導しているもの3自治体（北海道空知総合振興局、旭川市及び小樽市）、ii) 原則として、要是正指摘所有者のうち要是正事項について具体的な改善を予定していない者に対しては、文書により指導し、具体的な改善を予定している者に対しては、定期調査報告書の「受理証」に是正措置を促す文章（「指摘事項について、計画的に改善等の措置を講じてください。」）が刻印されたゴム印を押印し交付する方法で指導しているもの1自治体（札幌市）、iii) 要是正指摘所有者に対し、定期調査報告書の副本に是正措置を促す文章（「要是正項目について、改善してください。」）が刻印されたゴム印を押印し返戻する方法</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-i及びii</p>

<p>で指導しているもの1自治体（函館市）となっている。</p> <p>b 要是正事項に係る改善完了報告書（計画書を含む。）の提出の指導</p> <p>5自治体における要是正指摘所有者に対する要是正事項に関する改善完了報告書（改善計画書を含む。）の提出に係る指導状況をみると、i）要是正指摘所有者全員に対し同報告書の提出を求めているもの1自治体（北海道空知総合振興局）、ii）要是正指摘所有者のうち要是正事項について具体的な改善を予定していない者に対し同報告書の提出を求めているもの1自治体（札幌市）、iii）要是正指摘所有者のうち「要是正」の指摘事項が屋外広告物や外壁材の落下のおそれがある場合や非常時に人的被害のおそれがある場合について同報告書の提出を求めているもの1自治体（旭川市）となっている。これらのうち、同報告書の求めに応じない未提出者に対し、さらに督促を行っているもの2自治体（札幌市、旭川市）となっている。</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-i（再掲）、ii（再掲）及びiii</p>
--	-------------------------------------

3【まとめ】

屋外広告物等の安全性は、関係法令により設置者等の責任や管理義務が規定されていることから、設置者等において確保されるべきものであるが、今回、屋外広告物等の安全性確保に関して、道内の調査対象機関である北海道開発局及び協力依頼団体である6地方公共団体等に対し、資料の提供や聴き取りなどの調査を行い、その取組をまとめたものである。

本報告書が一つの参考資料として活用され、道内における屋外広告物等の安全性確保の推進に寄与することが望まれる。